

# 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う給付金等の支援一覧

国 県 町

令和4年9月1日現在

対象者	制度名	給付等の内容	給付等の条件	問い合わせ先
従業員等の休業補償	雇用調整助成金	1日あたり15,000円/人(上限) 中小:10/10 大企業:3/4	雇用の維持を図るため、休業手当・賃金等に要した費用を助成	ハローワーク佐久 0267-62-8609
	小学校休業等対応助成金	1日あたり15,000円/人(上限)	小学校等の休校により保護者である労働者に有給休暇を取得させた事業主	学校等休業助成金・支援金受付センター 0120-60-3999
	小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)	1日あたり8,330円/人(上限)	小学校等の休校により子どもの世話のため契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者	
融資を受けたい事業者	新型コロナウイルス感染症特別貸付	融資限度額: 6億円(中小企業) 8千万円(国民生活) ※無担保	売上高が前年又は前々年の同月比5%以上減少	日本政策金融公庫 0120-154-505
	マル経融資(小規模事業者経営改善資金)	融資限度額:別枠2千万円		
	長野県経営健全化支援資金(コロナ感染症対策)	設備資金:6千万円(上限) 運転資金:8千万円(上限) 利率:年0.8%	売上高が前年の同月比15%以上減少	佐久地域振興局 商工観光課 0267-63-3157
	長野県中小企業融資制度(長野県新型コロナウイルス感染症対応資金)	設備・運転合計:4千万円(上限) 利率:年1.3%又は1.6%	年1.3%の場合:売上高が前年の同月比15%以上減少 年1.6%の場合:売上高が前年の同月比5%以上減少	長野県 産業労働部 立地・経営支援課 026-235-7200
	新型コロナウイルス感染症対策緊急金融融資(第2期)	貸付限度額:運転資金3千万円 貸付利率:0.8% 利子補給:当初4年間0.5%補助 信用保証料:全額補助	・セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の利用のいずれかに該当	
	新型コロナウイルス感染症対策緊急金融融資	貸付限度額:運転資金2千万円 貸付利率:0.8% 利子補給:当初2年間0.5%補助 信用保証料:全額補助	次のいずれかに該当 ・セーフティネット保証4号・5号のいずれかに該当 ・危機関連保証を利用 ・最近1か月の売上高が前年同月比10%以上減少しているとともに、その後の2か月を含む3か月間の売上高が前年同期比10%以上減少することが見込まれる	軽井沢町 観光経済課 0267-45-8579 軽井沢町商工会 0267-45-5307
事業者	持続化給付金	法人:最大200万円 個人事業者:最大100万円 ※ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限	前年同月比50%以上の売上減少 ※資本金10億円以上の企業を除く	持続化給付金事業 コールセンター 【8/31までの申請】0120-115-570 【9/1からの申請】0120-279-292
	新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援給付金	法人:一律30万円 個人事業者:一律15万円	持続化給付金の支給決定者	軽井沢町 観光経済課 0267-45-8579
	持続化補助金(小規模事業者持続的発展支援事業)(コロナ対応型)	特例事業者:最大135万円(国100万円、県35万円) その他:最大67万5千円(国50万円、県17万5千円) 補助率:9/10以内(国2/3以内、県7/30以内)	経営計画を策定して取り組む販路開拓等の取り組みを支援	独立行政法人中小企業基盤整備機構 03-6459-0866 長野県 産業労働部 産業立地・経営支援課 026-235-7195 (一社)長野県商工会議所連合会 026-226-6432 長野県商工会連合会 026-217-2828
	軽井沢宿泊プレミアムクーポン券	1人1回3千円分の宿泊クーポン券 ※大人料金が対象	軽井沢観光協会及び軽井沢旅館組合の会員宿泊施設の利用者	軽井沢町 観光経済課 0267-45-8579
	宿泊者特典ルイザ利用券	1人1回1千円分の利用券 ※町内の飲食店等で利用	軽井沢宿泊プレミアムクーポン券の利用者	(一社)軽井沢観光協会 0267-41-3850
	新型コロナウイルス感染症対策事業臨時支援給付金	20万円/事業者	飲食業及び食事の提供をしている宿泊業	軽井沢町 観光経済課 0267-45-8579
	公共交通事業者支援給付金	乗合バス事業車両及び貸切バス事業車両:10万円/台 タクシー事業車両:2万円/台	利用者の減少等大きな影響を受けている乗合バス、貸切バス、タクシー事業者	軽井沢町 住民課 0267-45-8540
	家賃支援給付金	法人:最大600万円 個人事業者:最大300万円	5~12月の前年同月比50%以上の売上減少等 ※資本金10億円以上の企業を除く	家賃支援給付金 コールセンター 0120-653-930
	文化芸術活動の継続支援事業	標準的な取組を行うフリーランス等 最大20万円 一定の条件に当てはまる文化芸術活動に携わりより積極的な取組を行うフリーランス等・小規模団体:最大150万円 等		独立行政法人日本芸術文化振興会 0120-620-147
	緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金	中小法人等:上限60万円 個人事業者等:上限30万円	1月~3月の売上が緊急事態宣言の影響により前年又は前々年同月比50%以上減少	一時支援金事務局相談窓口 [申請者専用] 0120-211-240 [登録確認機関専用] 0120-886-140
長野県新型コロナ中小企業者等特別応援金	法人等:上限20万円 個人事業者:上限10万円	4月~6月のいずれかの月の事業収入等が、前年または前々年同月比50%以上の減少等	長野県新型コロナ中小企業者等特別応援金事務局 026-262-1807 (委託先:(株)JTJB)	
事業復活支援金	中小法人等:上限250万円 個人事業者等:上限50万円	2021年11月~2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月~2021年3月の同じ月と比較して50%又は30%以上50%未満減少	事業復活支援金事務局 0120-789-140	
休業要請等に応じた事業者	県・市町村連携新型コロナ拡大防止協力金・支援金	30万円/事業者 ※県20万円、町10万円	県の休業要請等に応じた事業者	長野県 産業労働部 産業政策課 026-235-7382
	新型コロナ拡大防止協力金	協力内容により1店舗当たり3万円/日~10万円/日又は1店舗当たり2.5万円/日~7.5万円/日	県の営業時間短縮等の要請等に応じ、支給要件を満たす事業者	新型コロナウイルス拡大防止協力金事務局 0265-98-6440又は080-3354-9569
軽井沢町内の各種事業者	第6波対応事業者支援給付金	10万円/事業者	令和3年12月から令和4年2月に、軽井沢町内に事業所を有し、長野県「新型コロナ対策推進宣言」をしている対象事業を営んでいた法人または個人事業者  ※対象事業:飲食業・宿泊業・道路旅客運送業・旅行業・冠婚葬祭業・農林漁業・食品品製造業・飲料等製造業・飲食料品卸売業・小売業・運送代行業・美術館・美美容業・クリーニング業・療術業	軽井沢町 観光経済課 0267-45-8579

※この表は、国・県・町の支援策等の主なものをまとめたものとなります。